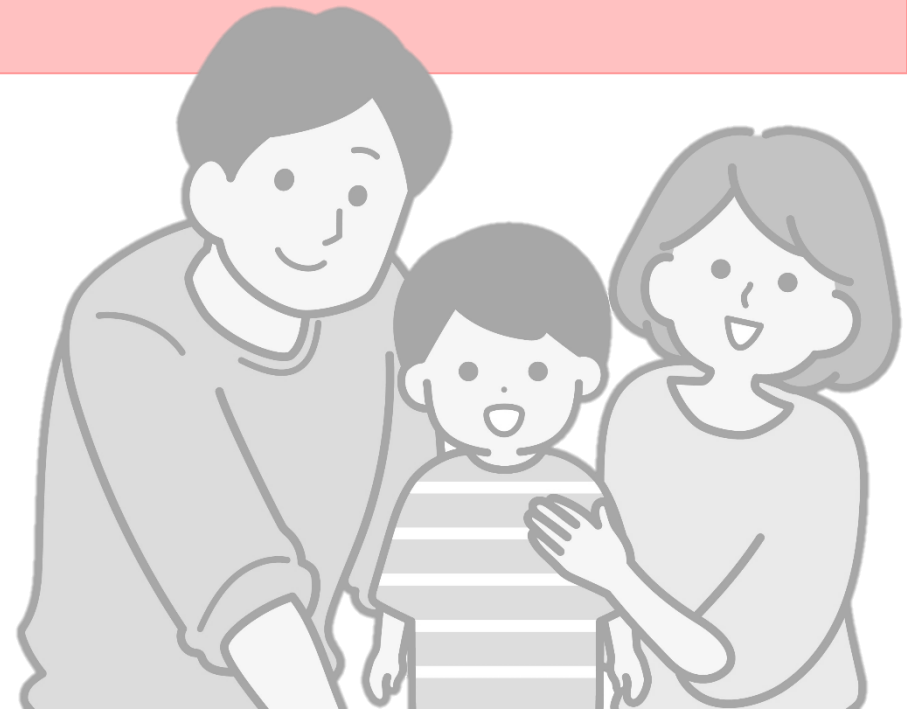
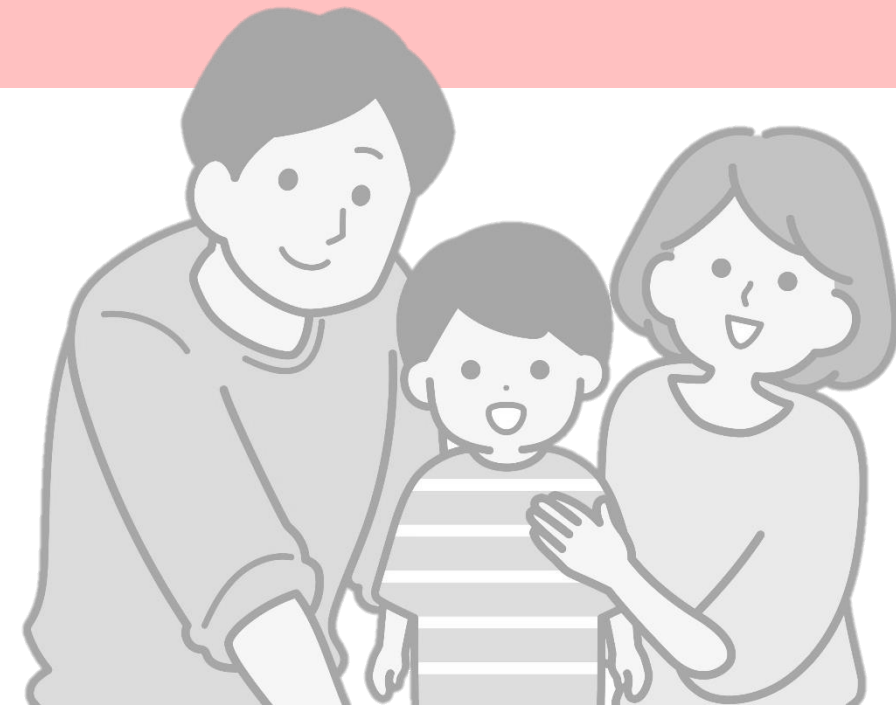


3 避難行動要支援者制度・避難所について



避難行動要支援者制度について



「自助」・「共助」の内、災害時の避難において支援が必要な方（＝「自助」が困難な方）に対して、**地域における支え合い「共助」を仕組み化する**取組みです。



○ 制度の目的

要支援者本人若しくは関係者等に、市へ情報を**ご登録**いただき、その情報を平時から**地域に提供・共有**しておくことで、災害時における避難行動要支援者の被害を軽減することを目的としています。

○ 制度の特徴 ～地域、避難支援者へ名簿を提供します～

要支援者本人が**個人情報提供に同意**

→**市関係課・自治会・民生委員児童委員**・平塚市**消防本部**及び平塚市**消防団**、神奈川県**平塚警察署**・**高齢者よろず相談センター**・平塚市**社会福祉協議会**・**避難支援者**等に**平時から**、**情報提供・共有**をしています。

登録の対象者は？

次のうち、**災害時の避難等において支援を必要**とする方

- ① **高齢者** 75歳以上ひとり暮らし
- ② **要介護認定者** 要介護3以上の認定をされている方
- ③ **障がい者** 身体障がい（1級、2級）知的障がい（A1、A2）
精神障がい（1級）
- ④ **難病患者等** 指定難病医療費支給認定患者
（人工呼吸器装着等日常生活要支援者）
小児慢性特定疾病児童等
（医療的ケアが必要な者）
- 上に掲げる者のほか災害時において支援が必要な方 等

※ **施設に入所されている方は本制度の対象となりません**

名簿更新 《年1回 6月》

- 自治会長と民生委員等に、最新名簿を送付し、古い名簿を回収します

→ 6月4日（木）発送予定

- ※ 追加登録者がある場合は、4カ月毎に10月・2月にも送付します



災害発生時

要支援者の**安否確認**に活用してください

一時避難場所や避難所に避難した際に、名簿をもとに、
逃げ遅れてる者がいないか確認



平常時

地域における、**顔の見える関係性づくり**に名簿を活用し
てください

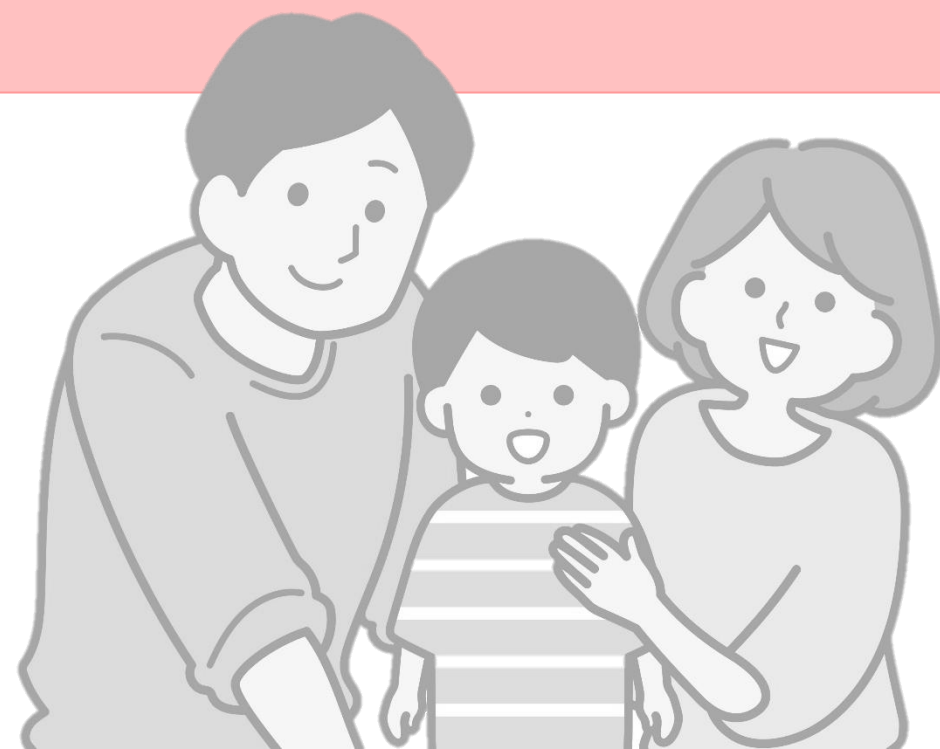
地域へのお願い

 自治会長や民生委員で要支援者名簿の活用をお願いします。

- 6月に届く名簿をもとに、地域内の要支援者を確認
- 自治会と民生委員にて、要支援者を訪問して状況を確認

→ まずは、顔の見える関係性づくりから

避難所について



避難とは、「難」を「避」ける行動です

- 避難所に行くことが「避難」だと勘違いしやすいが、必ずしもそうではない
- 災害のリスクがない状況であれば自宅に留まることや、親戚の家に身を寄せることも避難行動になる
- 避難所に行こうとして、道中で水害や土砂災害に巻き込まれてしまう可能性もある
- ハザードマップで、自宅の浸水リスク（浸水深）が3.0m未満であれば、自宅2階への避難も有効
- 自宅周辺の災害リスクを予めハザードマップで確認しておくことが大切

自宅で避難生活を送るために、必要な備蓄を

- せっかく自宅が無事であっても、備蓄をしていないと、避難生活は続けられない
- 1週間分の備蓄を
- 食料、水のほか、携帯トイレ（便袋）の備蓄が必要
- 避難生活に必要な備蓄は、各家庭で異なるので、何が必要か一度考えてみよう
(常備薬、おむつ、乳児用ミルク、生理用品、ペット用品…)

指定緊急避難場所・指定避難所とは

【指定緊急避難場所】（小中学校等全55箇所※市外含む、及び地区公民館）

- 災害対策基本法第49条の4に基づき、「地震」「洪水」等災害種別ごとに指定
- 切迫した災害（風水害等）の危険から身を守るために一時的に難を逃れるための場所（一時的滞在）
- 指定避難所で対象としている自治会に関わらず、安全に移動できる指定緊急避難場所へ避難が可能
- 風水害時（あからかじめ予想可）については、避難者各自で必要な物（飲食・防災グッズ等）を備え、持参するよう呼び掛けている

【指定避難所】（小中学校等全54箇所 ※市外含む）

- 災害対策基本法第49条の7に基づき指定
- 避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が、一時的に避難生活を送る場所（中長期の滞在）

指定避難所運営に向けた取組み／備蓄の整備

- 指定避難所（以下「避難所」）では、**地域で協力して避難所運営**を行うこととしています。
- 避難所開設時の円滑な運営のために、平常時に「**施設管理者（避難施設）**」「**自治会（地元住民）**」「**職員（市）**」による**避難所運営委員会**を開催し、避難所運営マニュアルの見直しや防災訓練などを実施し、地域ぐるみで災害時に備えた取組みをしています。
- 平時において、災害時に必要とされる水・食料や、発電機、毛布、間仕切り、ダンボールベッドなどの資器材を各避難所に配備し、防災倉庫へ備蓄しています。
水・食料を含め、備蓄品は、従事職員も利用します。





避難所運営委員会に民生委員の選任をするよう案内

要配慮者への支援が円滑に行えるよう、日頃から地域の要配慮者と接する機会が多い、民生委員を避難所運営委員に加えることを推奨しています。



避難所運営委員会 地震時の自動参集基準は「5弱」

市職員、避難所運営委員会メンバーの自動参集の基準が、震度5強 から 震度5弱 に変更となっています



地区公民館も新たに、指定緊急避難場所に指定しました

現在の小中学校等の55カ所に加えて、各地区公民館も指定しました。

※「指定避難所」としての指定は、なし。(運営委員会の組織なし)

臨時救護所について





大規模災害時の災害医療の課題

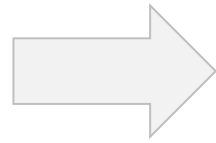
- 医療資源の不足、偏在
- 救急病院等へ傷病者が殺到
(阪神淡路大震災、東日本大震災等)

臨時救護所の課題

- 医療資機材の不足
- 過去の事例では避難所の救護所ではなく病院へ直接集まってしまう

- 大規模災害時に傷病者の殺到が予想される3つの救急病院への対応を重視
- 平塚市休日・夜間急患診療所の活用

これまで
11箇所
(小中学校、野球場)

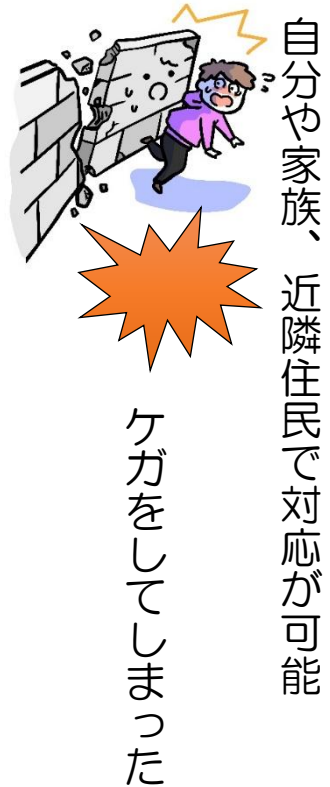


災害時地域医療機関(平塚市休日・夜間急患診療所)

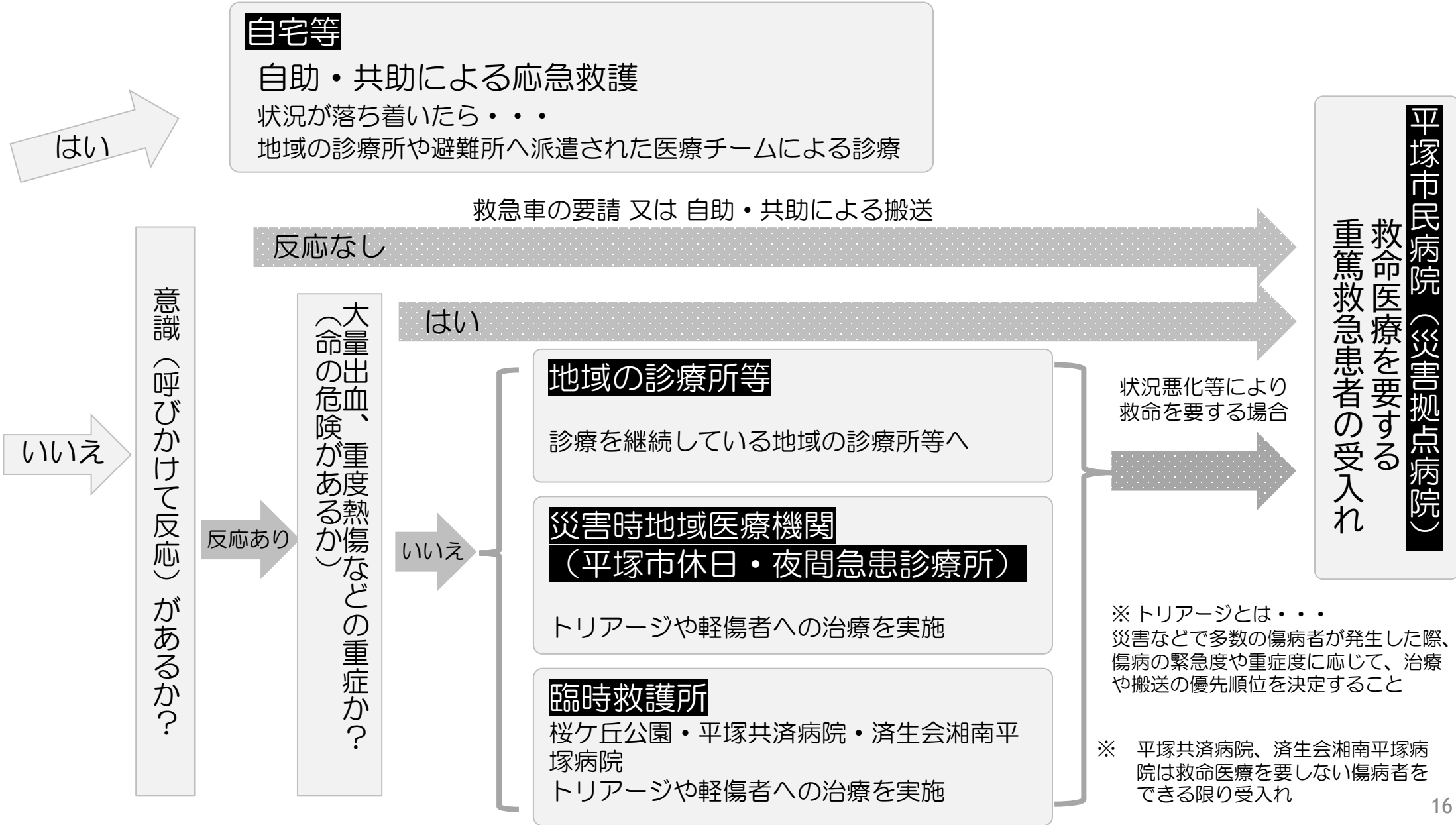
臨時救護所 3箇所

- ① 桜ヶ丘公園(災害拠点病院(平塚市民病院)の近傍)
- ② 平塚共済病院前(救急病院)
- ③ 済生会湘南平塚病院前(救急病院)

大規模災害時にケガをした時は・・・



自分や家族、近隣住民で対応が可能



- ◆ 「新しい防災気象情報」の概要
→ 各自の災害リスクを踏まえた
「風水害マイ・タイムラインの作成」
- ◆ 自主防災組織の役割・訓練手法・好事例の紹介
→ 「**自助・共助**」の重要性
→ 訓練などを通して、平時から地域コミュニティを構築

- ◆ 避難所、避難行動要支援者制度について
 - 「避難行動要支援者名簿」の活用
 - 避難とは、「難」を「避」ける行動

※自分が被害に合わないように、日頃から備え（自助）、その後、出来る範囲で周りの人を助けることが出来る地域づくり（共助）を目指していきましょう。

◆ 臨時救護所について

→応急救護は、可能な範囲で「**自助・共助**」により実施

→治療が必要な場合は、

- ・ 診療を継続している近くの診療所
- ・ 災害時地域医療機関（休日・夜間急患診療所）
- ・ 臨時救護所（桜ヶ丘公園、平塚共済病院、
済生会湘南平塚病院）

→命にかかわる重症者は平塚市民病院（災害拠点病院）